

産婦人科医における 性犯罪被害者対応マニュアル

はじめに

警察庁は、平成17年4月1日、犯罪被害者等基本法（法律161号）の施行に伴い、性犯罪被害者が受ける経済的、精神的負担を軽減させる等の目的で、平成18年4月より、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その費用を公費負担する制度を各都道府県警察において進めております。

また、同庁は、全国の都道府県警察に対し「事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療及び証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医師会とのネットワークを構築し、具体的支援を受けるための連携体制の強化等図り、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進するように」を指示しております。

本会としても、警察における支援事業を積極的に支援する目的で、性暴力被害にあった方が、周囲の目を気にせず、安心して診察・治療等を受けられるよう、産婦人科医に必要な診療ポイントを「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」としてとりまとめました。

会員各位におかれては、本マニュアルの趣旨徹底、並びに支部からの協力医師（なるべく女性医師）リストの作成要請等に対する特段のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本会における性犯罪被害者への取り組みについては、これまでに2回、日産婦医会報（平成14年6月1日号と平成18年12月1日号）で詳報しているところであります。

平成20年6月

社団法人 日本産婦人科医会

1. 性犯罪被害者の心理について

1) 性暴力……被害者の人権と尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪

被害者は身体的な被害のみならず、精神的にも深い傷を負っています。被害者が産婦人科の診察を受ける場合、最も強く望むことは、

- ① 被害にあったことは誰にも知られたくない
- ② 他の患者と顔を会わせたくない という点です。

2) 来院に際して……被害者への格別の理解と配慮とが必要

性犯罪は「人目につきにくい時間帯（夜間）」に起ることが多く、捜査員に付き添われての来院でも、できるだけ他の患者と出会うことのないように誘導することが望ましい。

3) 診察に際して……看護師の立会いのもとで

大切なのは、被害者の心理的、身体的なストレスを十分に理解し、看護師立会いのもと、**被害者の立場に立った診察・治療への心がけ**で、慎むのは、直接的な被害のみならず、その後生ずるところとからだの一種のショック状態（二次的被害、PTSD）を惹起するような不用意な言動です。

4) 問診などへの配慮……被害者と対等な立場に立ち、被害者の話す言葉での記録

- ① 被害者が落ち着いてゆっくりと話せるように心がける。
- ② 原因を問うたり、被害を避けるべき注意などは、かえって被害者の心情を逆なです。
- ③ 安易な元気付けや励ましは避けた方がよく、親身になっての対応が肝要。

2. 性犯罪被害者の診察上の注意

1) 被害者の身体……強制わいせつや強姦による負傷の有無で異なる刑罰

① 犯人からの暴行とそれへの抵抗、② 無理な着衣の剥脱、③ 手足の押さえつけ、④ 膈内への挿入（陰茎や手指、他）等で、被害者が負傷した場合、以下のように刑罰が重くなる。

| | | |
|----------------------------|---|------------------------------|
| 強制わいせつ罪 [6ヶ月以上10年以下の懲役] | → | 強制わいせつ致死傷罪 [無期または3年以上の懲役] |
| 強姦罪 [3年以上の懲役] | → | 強姦致死傷罪 [無期または5年以上の懲役] |

2) 被害者の診察……被害者の同意、採取方法の事前確認が望まれる

捜査員からの被害状況を念頭にすすめ、外傷の有無や程度、外陰部や膈内の損傷有無や程度などを丁寧に診察し、被害者の同意のもとに必要な証拠資料の採取を適正に行う。

3) 確認困難な部位の診察……捜査員の事前説明があっても、慎重に診察

被害者の心理状態によっては外傷を誰にも言わず、自覚症状も乏しい場合があるので、以下のような着衣に覆われて確認困難な部位は、とくに慎重に診察する。

- ① 胸部、背部、臀部、大腿部等の打撲や擦過傷
- ② 上肢や下肢の皮下出血
- ③ 外陰部や内性器の損傷（特に、膈内や処女膜の裂傷）
- ④ 肛門等の損傷

4) 証拠資料の採取……捜査員持参「性犯罪捜査証拠採取キット」などの所定機材を使用

以下（①～④など）の資料採取に際し、事前に採取要領を捜査員に聞いておく。

- ① 膈内容物 [強姦や、その疑いのある場合]
- ② 陰毛付着微物
- ③ 直腸内容物 [肛門姦や、その疑いのある場合]
- ④ 身体付着物 [唾液や精液を陰部、下腹部、臀部など性的羞恥心のある部位から採取する場合]

5) 診断書への記載上の注意……診察の結果に基づいて診断書を作成する。

- 記載事項は、 ① 身体の外傷の状況
② 外陰部、内性器（腔内等）の負傷の状況 などです。

具体的な受傷の部位や程度、加療日数などの状況を明示します。採取腔内容物への精液の含有有無については、警察機関で鑑定するため、精液の有無は記載しない。

6) 検査、治療等の注意………米国ではコルポスコプを用いた外傷部位の同定も実施

性感染症（HIV、HBs、淋菌・クラミジア等）検査など、被害者が希望する検査は必ず行い、性暴力による外傷や炎症を適切に治療する他、強姦の可能性がある場合には緊急避妊薬（ノルレボ[®]錠）も処方する。

初診料、検査費用、緊急避妊に係る費用および診断書料は、事件内容によって警察側（費用負担の制度あり）から支払われるが、後日、妊娠が発覚した際の人工妊娠中絶費用なども含め、都道府県で公費負担の範囲や手続などが異なるので、自治体や警察に事前確認する。

7) その他………院内スタッフの理解と協力が不可欠

被害者のプライバシーを厳重に管理し、他の患者のいない時間帯を選び、診察室へのコールも、被害者名ではなく付き添いの女性捜査員の名前を呼ぶなどの配慮が必要。

なお、性暴力を受け、警察に届け出る前に受診された場合は、被害者の話を十分聞き取り、診察に先立ち被害者の同意を得た上で、警察へ連絡して対応する。

3. 具体的な資料採取方法

具体的な資料採取にあたっては、各都道府県警察の捜査担当者と事前に十分な打合せを行った上で対応する。
～地域によっては、関係当局との取り決めのある場合もある。～

1) 腔内容物………捜査員持参「滅菌済み綿棒」等を使用

綿棒で多量に採取（注意：採取は腔洗浄前に行い、綿棒は生食水で湿らせずに直接使用）するが、脱脂綿での採取は避ける。必要があれば性感染症の検査も行う。

なお、採取後は性感染症等の予防のために、洗浄等の必要な処置も行う。

2) 陰毛付着微物………捜査員持参「紙シート、プラスチック製の櫛、収納袋」を使用

紙シートを臀部の下に敷き、プラスチック製の櫛で微物が紙シート上に落下するように、陰毛を上から下方にとかす。その後、紙シートの上に櫛を置き、付着物や落下物が外に漏れないよう内側に折りたたみ、収納袋に封入する。

3) 直腸内容物………捜査員持参「滅菌済み綿棒」を使用

肛門姦の疑いのある場合は、「滅菌済み綿棒」で、腔内容物の採取と同じ手順で行う。

4) 身体付着物（唾液、精液等）………捜査員持参「ピンセット、ガーゼ、ケース等」を使用

「プラスチック製ピンセット」で「滅菌ガーゼ」を持ち、若干蒸留水で湿らせ、軽く振って余分な水分を除いた後、加害者に舐められた部位や精液が付着したと思われる部位を軽く拭き取ったガーゼを採取資料として、捜査員持参の「ケース」等に封入する。なお、採取資料は、変質防止のためビニール袋には入れない。

